

令和5年度第7回選挙管理委員会議事録

日 時	令和5年9月1日（金）午前9時から
場 所	日進市役所4階 第1会議室
出席者	星野委員長、岩佐委員、福岡委員、小池委員
事務局	石川書記、渡辺書記、桑ヶ谷書記
傍聴の可否	可
傍聴の有無	無
議 題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 選挙人名簿定時登録者数（案）及び各種直接請求署名者数（案）について</li> <li>2. 在外選挙人名簿登録者数（案）について</li> <li>3. 日進市長選挙及び日進市議会議員一般選挙における選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨（案）について</li> <li>4. 日進市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例及び日進市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規程の一部改正（案）について</li> <li>5. 選挙投票入場受付サービスについて</li> <li>6. その他</li> </ol>

発 言 者	発 言 内 容
事務局	ただ今から令和5年度第7回選挙管理委員会を開催します。開催にあたり、星野委員長からあいさつをお願いします。
委員長	（あいさつ）
事務局	それでは、委員長に議事の進行をお願いします。
委員長	議題1 選挙人名簿定時登録者数（案）及び各種直接請求署名者数（案）について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>それでは、資料1により説明いたします。</p> <p>本日の選挙人名簿定時登録における登録要件は、登録基準日については令和5年9月1日、登録日については令和5年9月1日であります。</p> <p>住所要件は、令和5年6月1日以前に日進市へ転入の届出がなされ、引き続き3か月以上日進市に住所を有する方です。</p> <p>年齢要件は、平成17年9月2日以前に出生した方が今回の定時登録の対象です。また、令和5年4月30日以前の転出者については、登録日現在で抹消されることとなっております。</p> <p>ただ今の要件で調製しました選挙人名簿総数は男性36,635人、女性37,575人、合計74,210人となりました。前回の6月定時登録より合計で171人減少しました。</p>

また、これにより直接請求に必要な署名数が算定されることとなります。

日進市条例の制定改廃等に必要な署名数は、登録者数の50分の1にあたる1,485人、議会の解散、市長のリコール等に必要な署名数は、登録者数の3分の1にあたる24,737人となります。また、市町村の合併関連の請求は選挙人名簿登録者総数の6分の1にあたる12,369人となります。資料2に投票区別選挙人名簿登録者数一覧表としまして、ただいまの74,210人について、投票区別の登録状況が示してあります。

それでは、選挙人名簿を確認していただき、ご異議がなければ登録者数の確定をさせていただきますのでよろしくお願ひします。

各委員

名簿確認

委員長

議題1 選挙人名簿定時登録等について、案のとおり決定してよろしいか。

各委員

異議なし

委員長

それでは、議題1 選挙人名簿定時登録及び各種直接請求署名者数の決定について、事務局案のとおり決定します。

続きまして、議題2 在外選挙人名簿登録者数（案）について説明をお願いします。

事務局

それでは、議題2の在外選挙人名簿登録者数（案）について説明します。資料1をご覧ください。在外選挙人名簿の登録資格は、満年齢18歳以上の日本国民で、引き続き3か月以上その方の住所を管轄する領事官の管轄区域内に住所を有する方であります。委員長の専決処分て前回6月定時登録以後、資料3のとおり2人登録、7人を抹消しました。これにより、9月2日現在の登録者総数は、男性30人、女性30人の合計60人となり、前回6月定時登録と比べて5人の減少です。また、資料4に地域別在外選挙人名簿登録者一覧表としまして、ただいまの60人について、地域別の登録状況が示してあります。なお、登録者数の登録日が選挙人名簿と1日ずれているのは、日進市公職選挙管理規程上、在外選挙人名簿の抄本の作成日が、選挙人名簿の登録日の翌日となっているためです。

それでは、在外選挙人名簿について各委員に確認していただき、ご異議がなければ登録者数の確定をさせていただきますと思います。

各委員

名簿確認

委員長

議題2の在外選挙人名簿登録について、事務局からの報告のとおり、確定してよろしいか。

各委員	異議なし
委員長	<p>それでは、議題2の在外選挙人名簿登録者数（案）については、事務局案のとおり承認します。</p> <p>続きまして、議題3 日進市長選挙及び日進市議会議員一般選挙における選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨（案）について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議題3 日進市長選挙及び日進市議会議員一般選挙における選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨（案）について説明いたします。</p> <p>公職選挙法第189条第1項の規定により出納責任者は、公職の候補者の選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出に関する報告書を選挙管理委員会に提出する義務があり、同法第192条第2項の規定により選挙管理委員会は、候補者ごとの報告書収入、支出等を取りまとめた要旨について告示しなければなりません。</p> <p>日進市長選挙における報告書の要旨の告示案については資料5に、日進市議会議員一般選挙における報告書の要旨の告示案については資料6にまとめております。</p> <p>以上についてご承認いただければ、案により告示をしたいと思っております。</p>
委員長	ただいまの事務局の説明についてご質問、ご意見はありますか。
委員	昨年度改正した公営については、記載はないのでしょうか。
事務局	各候補者が使用した公費負担額については、要旨の下部に記載されており、昨年度改正した限度額の範囲内となっております。なお、自動車の使用に関する燃料代等は、選挙運動に関する支出とはみなされないものとされているため、記載はされていません。
委員	期間が候補者によって変わっているのは良いのでしょうか。
事務局	期間については、最初に収入のあった月日と最後に収入又は支出のあった月日となります。候補者によって立候補に向けての準備開始時期は異なってくるため、開始時期は異なってきます。例えば、ポスターやビラの印刷は選挙の告示後から取り掛かっていると間に合わないため、予め業者との契約を締結するといったこと等各候補者が選挙運動に間に合うように準備を始め、それに合わせて自己資金等を準備します。また、選挙後の各種支払い等の時期は各候補者ごとに異なってきますので、終了時期も異な

ってきます。なお、第1回目の報告は選挙期日後の15日以内である令和5年5月8日までにしなけければならず、候補者によっては同日以降に支払い等がある場合は、2回に分けて提出をしてもらっています。

委員長 他にありませんか。それでは、議題3 日進市長選挙及び日進市議会議員一般選挙における選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨について、事務局案のとおり承認してよろしいか。

各委員 異議なし

委員長 それでは、議題3 日進市長選挙及び日進市議会議員一般選挙における選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨（案）について、事務局案のとおり承認します。

続きまして、議題4 日進市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例及び日進市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規程の一部改正（案）について説明をお願いします。

事務局 それでは議題4 日進市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例及び日進市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規程の一部改正（案）について説明いたします。

資料7-1と7-2をご覧ください。

こちらの改正は、今年度4月に執行された日進市長選挙及び日進市議会議員一般選挙を受けての改正となります。

市政選挙における選挙公報の発行については、公職選挙法第172条の2の規定により、法の規定に準じて条例に定めることとされています。国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律により、衆議院議員、参議院議員及び都道府県知事の選挙における選挙公報の掲載文を電子データによる提出も可能としており、各自治体でもこれに準じて電子データでの提出を可能としている自治体もあります。

令和5年度に執行された日進市議会議員一般選挙において、立候補者から選挙公報の原稿提出を紙だけではなく電子データでも提出できるようにしてほしいと要望があったことや全ての候補者が電子上で作成したものを印刷等して提出していました。こういった状況を鑑み、本市の市政選挙においても、選挙公報の掲載文を電子データで提出できるようにすべきであると判断されるため条例及び規程の改正を行うこととします。

条例改正については12月議会に上程し、それと併せて規程も改正しますので、施行日は12月末頃になる予定です。

以上、条例及び規定の改正についての説明となります。委員の皆様にご意見をお伺いし、ご異議がなければ資料7-1及び資料7-2のとおり条例及び

規程の改正を行いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

委員長 ただいまの事務局の説明について、質問及び意見はありますか。

各委員 質疑

委員長 それでは、議題4 日進市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例及び日進市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規程の一部改正（案）について、事務局案のとおり承認してよろしいか。

各委員 異議なし

委員長 続きまして、議題5 選挙投票入場受付サービスについて説明をお願いします。

事務局 3月の定時登録の選挙管理委員会でご説明いたしましたデジタル田園都市国家構想交付金についてでございます。

まず、簡単なおさらいとなりますが、今年度、選挙投票入場受付サービス整備を行います。これは、これまで期日前投票所と当日投票所のうち赤池と折戸の2投票所に導入されています、名簿をパソコンに取り込み、投票入場券に印刷されたバーコードや生年月日・氏名から選挙人を検索し、受付を行うシステムに、新たにマイナンバーカードによる検索や受付が可能となる機能を追加し、そのうえで全投票所でシステムを用いた検索・受付が可能となるようにするものです。

本事業の他、スマート窓口、子育てアプリ、粗大ごみ収集、自動運転バス乗車予約の計5事業がマイナンバーカードを活用した『日進市市民カード化構想』として、国の交付金を活用して今度中の実装を目指しています。

先般、選挙投票入場受付サービスの請負事業者が株式会社インテックとなり、7月5日付で契約いたしました。同社は、現在使用している期日前や当日投票のシステムの保守業務等を行っている事業者となります。

今後、今年度中に機能の追加、機器の調達、セットアップなどを行い、来年度以降に執行される選挙での稼働を予定しています。あくまでも機能の追加であり、これまで通り投票入場券のバーコードや生年月日・氏名からの検索も可能なままです。紙台帳による検索と比較し、迅速に名簿対照が可能と考えられるため、当日投票所では、名簿対照での待ち時間の減少や従事者の負担軽減が期待されます。

また、来年度以降の機能追加として、現在、投票者に占める期日前投票者の割合が25～30%と増加傾向にあることなどから、現在、市役所ではできない期日前投票を市役所以外でもできるような整備を行えるよう、来

年度の予算措置を進めて参ります。

委員長 ただいまの事務局の説明について、質問及び意見はありますか。

委員 マイナンバーカードを利用して投票を行う場合に、個人として何か申請をする必要はあるのでしょうか。

事務局 例えば4桁の暗証番号を使って行うといった、何か新たに登録等しなくて済むような形でできればと考えています。ただ、国が高齢者らを対象に、暗証番号の設定がなくてもマイナンバーカードを発行できるようにする方針を表明しているため、どのように対応していくのか課題もあります。名簿受付をマイナンバーのみにするのではなく、従来の方法に付け加える形なので、マイナンバーカードによる利便性を体験してみたい方々に利用していただければと考えています。

委員長 続きまして、議題6その他について何か議題はありますか。

事務局 2点ございます。  
1点目は、今年度の選挙出前トークについてです。  
参考資料をご覧ください。  
この選挙出前トークとは、市内の小中学校へ出向き、未来の有権者である小学生及び中学生に対し、就学時から選挙の重要性を認識してもらうことを目的とし、選挙の話や本物の投票箱・投票記載台を使った模擬投票などを行うものです。  
この選挙出前トークについては、新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年度から令和4年度まで中止しておりましたが、今年度から募集を再開することとなりました。募集を行ったところ、日進中学校特別支援学級から要望がありました。開催日時は、令和5年10月3日(火)の午前11時から約50分程となる予定です。  
そこで、ご都合がよろしければ、委員の皆様にもぜひご参加いただければと思います。委員の皆様の役割としては、児童生徒が模擬投票をするのを見守る投票管理者や投票立会人をお願いできればと考えておりますが、委員の皆様都合はいかがでしょうか。

委員長 委員の皆様ご都合はいかがでしょうか。

各委員 (星野委員長、岩佐委員、福岡委員、小池委員から参加可能との発言)

委員長 それでは、岩佐委員、福岡委員、小池委員、私の4名で参加します。  
続いて、事務局は2点目について、説明をお願いします。

事務局	2点目は、「明るい選挙啓発ポスターコンクール」作品の日進市選出作品の選出についてです。市内各小中高等学校児童生徒から応募があります作品を令和5年9月15日(金)開催の第8回選挙管理委員会後に選出する予定です。概ね1時間程度を予定していますので、委員の皆様におかれましては、ご多忙とは思いますが、是非選出にご協力をお願いいたします。
委員長	他に議題はありますか。
事務局	ありません。
委員長	それでは、第7回選挙管理委員会を終了します。
	午前9時45分閉会